

第4回太良町議会（定例会第3回）

平成27年9月4日～9月14日

議 案

平成27年第4回太良町議会（定例会第3回）

会期（案）

会 期 11日間（9月4日～9月14日）

日 次	月 日	曜	種 別	開会時刻	摘 要
第 1 日	9. 4	金	本 会 議 (第1日目)	9時30分	開会・会議録署名議員の指名 会期の決定・諸般の報告 議員派遣の件 議案一括上程 町長の提案理由の説明
第 2 日	9. 5	土	休 会	—	
第 3 日	9. 6	日	休 会	—	
第 4 日	9. 7	月	(議 案 調 査)		
第 5 日	9. 8	火	本 会 議 (第2日目)	9時30分	一 般 質 問
第 6 日	9. 9	水	本 会 議 (第3日目)	9時30分	一 般 質 問
第 7 日	9.10	木	(議 案 調 査)		
第 8 日	9.11	金	本 会 議 (第4日目)	9時30分	議 案 審 議
第 9 日	9.12	土	休 会	—	
第10日	9.13	日	休 会	—	
第11日	9.14	月	本 会 議 (第5日目)	9時30分	議 案 審 議

平成27年第4回太良町議会（定例会第3回）

議事日程第1号

第1日目

9月 4日（金）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	議員派遣の件について
日程第 5	議案一括上程 町長提案 報告第2号、3号 議案第44号～議案第61号 町長の提案理由の説明

提 出 議 案 目 録

- 報告第 2 号 平成 26 年度太良町一般会計継続費精算報告について
- 報告第 3 号 平成 26 年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 議案第 44 号 太良町個人情報保護条例の一部改正について
- 議案第 45 号 太良町手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第 46 号 財産の取得について
- 議案第 47 号 平成 26 年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 48 号 平成 26 年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 49 号 平成 26 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 50 号 平成 26 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 51 号 平成 26 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 52 号 平成 26 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 53 号 平成 26 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 54 号 平成 26 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 55 号 平成 27 年度太良町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 56 号 平成 27 年度太良町山林特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 57 号 平成 27 年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 58 号 平成 27 年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 59 号 平成 27 年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 60 号 平成 27 年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 61 号 平成 27 年度町立太良病院事業会計補正予算（第 2 号）について

上記のとおり

平成 27 年 9 月 4 日

太良町長 岩 島 正 昭

議 員 派 遣 の 報 告

平成27年 9月 4日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、次のとおり議員を派遣したので報告する。

1 一期目議員研修会

- (1) 目 的 一期目議員を対象とした研修会。
- (2) 派遣場所 佐賀市「グランデはがくれ」
- (3) 期 間 平成27年8月20日
- (4) 派遣議員 竹下、待永議員

2 平成27年度町村議会議員研修会

- (1) 目 的 地方自治の振興と住民福祉の増進に寄与するための研修会。
- (2) 派遣場所 佐賀市「マリトピア」
- (3) 期 間 平成27年8月28日
- (4) 派遣議員 全議員

議 員 派 遣 の 件

平成27年 9月 4日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

1 平成27年度 町村議会広報研修会

- (1) 目 的 議会活動に対する住民の理解と関心を深めることが要請されていることをかんがみ、議会広報の向上発展に資するため、議会広報実務担当者を対象に開催される研修会。
- (2) 派遣場所 佐賀市「マリトピア」
- (3) 期 間 平成27年10月2日
- (4) 派遣議員 議会広報編集委員会委員 5人

2 第18回 市町村行政講演会

- (1) 目 的 地方自治団体に携わるものとしての、職務遂行に必要な知識および諸情報を取得して更なる活性化を図り、住民福祉の向上に資することを目的とした研修会。
- (2) 派遣場所 佐賀市文化会館
- (3) 期 間 平成27年10月5日
- (4) 派遣議員 全議員

報告第2号

平成26年度太良町一般会計継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、
別紙のとおり報告する。

平成27年9月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

平成26年度 太良町一般会計継続経費精算報告書

(単位:円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出 済額の差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源	地方債	その他	一般財源		特 定 財 源	地方債	その他	一般財源					
国県支出金	地方債	その他	一般財源	国県支出金	地方債	その他	一般財源	国県支出金	地方債	その他	一般財源							
7 商工費	1 商工費	特産品等 展示販売 飲食施設 改築事業	25	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
				32,600,000	0	0	32,000,000	600,000	30,400,000	0	0	30,400,000	0	0	0	1,600,000	△ 600,000	
			26	48,900,000	0	0	48,000,000	900,000	48,139,440	0	0	47,398,000	741,440	△ 760,560	0	△ 602,000	△ 158,560	
			計	81,500,000	0	0	80,000,000	1,500,000	78,539,440	0	0	77,798,000	741,440	△ 2,960,560	0	△ 2,202,000	△ 758,560	

報告第3号

平成26年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率 の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成26年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見書を付けて別紙のとおり報告する。

平成27年9月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

別紙

1 健全化判断比率

(単位：％)

区 分	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
平成 26 年度決算 に基づく比率	—	—	6.4	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※「—」は比率が算定されないことを表している。

2 資金不足比率

(単位：千円、％)

区 分	流 動 負債等 (1)	算 入 地方債 (2)	流 動 資産等 (3)	資金不足額 (1)+(2)－ (3)=(4)	事業の 規 模 (5)	資金不 足比率 (4)／(5)
水道事業会計	5,917	0	141,074	△135,157	52,618	—
町立太良病院 事業会計	64,205	0	975,707	△911,502	901,252	—
簡易水道特別 会計	95,203	0	101,326	△6,123	61,349	—
漁業集落排水 特別会計	59,533	0	68,686	△9,153	7,185	—

※「—」は比率が算定されないことを表している。

議案第 4 4 号

太良町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

太良町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成 2 7 年 9 月 4 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

(提案理由)

マイナンバー制度の導入に伴い、条例の改正が必要となったため、この案を提出する。

別紙

太良町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）

太良町個人情報保護条例（平成15年太良町条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第13条」を「～第13条の4」に改める。

第2条中第5号を第9号とし、第4号の次に次の4号を加える。

(5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(8) 特定個人情報ファイル 次のいずれかをその内容に含む個人情報ファイルをいう。

ア 個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

イ 個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のもの

第9条の見出しを「（保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限）」に改め、同条第1項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に次の2条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第9条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により保有特定個人情報を特定個人情報

を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該保有特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 前条第3項及び第4項の規定は、保有特定個人情報について準用する。

(特定個人情報の提供の制限)

第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第10条中「前条第2項第3号から第6号まで」を「第9条第2項第3号から第6号まで」に、「保有個人情報を」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を」に改める。

第12条第1項第4号中「記録項目」を「この条及び次条において「記録項目」に改め、「限る」の次に「。次項第6号、第13条の3第1項第4号及び同条第2項第8号において同じ」を加え「以下「記録範囲」を「次条において「記録範囲」に改め、同項第5号中「以下」の次に「この条及び次条において」を加え、同条第2項に次の1号を加える。

(9) 特定個人情報ファイルに該当するもの

第13条第2項第1号中「から第7号」を「から第7号まで及び第9号」に改める。

第3章中第13条の次に次の3条を加える。

(特定個人情報保護評価)

第13条の2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する場合においては、同項の規定により、太良町情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴くものとする。

(特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第13条の3 実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、太良町情報公開・個人情報保護審査会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 特定個人情報ファイルの名称

(2) 当該実施機関の名称及び特定個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 特定個人情報ファイルの利用目的

(4) 特定個人情報ファイルに記録される項目（以下この条及び次条において「記録項目」という。）及び本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この条及び次条において「記録範囲」という。）

- (5) 記録情報（特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報をいう。以下この条及び次条において同じ。）の収集方法
 - (6) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (7) 次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
 - (8) 第14条第1項、第27条第1項又は第34条第2項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 当該特定個人情報の訂正又は利用の停止、消去若しくは提供の停止に関して法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、その旨
 - (10) その他実施機関が定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
 - (2) 実施機関の職員又は職員であった者に係る特定個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する特定個人情報ファイルを含む。）
 - (3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための特定個人情報ファイル
 - (4) 前項の規定による通知に係る特定個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した特定個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (5) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する特定個人情報ファイル
 - (6) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した特定個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - (7) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する特定個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - (8) 本人の数が実施機関が定める数に満たない特定個人情報ファイル
 - (9) 第2号から前号までに掲げる特定個人情報ファイルに準ずるものとして

実施機関が定める特定個人情報ファイル

(10) 電子計算機による検索を用いなくて特定の保有特定個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成された特定個人情報ファイル

- 3 実施機関は、第1項に規定する事項を通知した特定個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又はその特定個人情報ファイルが前項第8号に該当するに至ったときは、遅滞なく、太良町情報公開・個人情報保護審査会に対しその旨を通知しなければならない。

(特定個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第13条の4 実施機関は、実施機関が定めるところにより、当該実施機関が保有している特定個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる事項その他実施機関が定める事項を記載した帳簿（第3項において「特定個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 前条第2項第1号から第9号までに掲げる特定個人情報ファイル
- (2) 前項の規定による公表に係る特定個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した特定個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (3) 前号に掲げる特定個人情報ファイルに準ずるものとして実施機関が定める特定個人情報ファイル

- 3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載し、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第14条第2項中「又は」を「若しくは」に改め、「法定代理人」の次に「又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）」を加える。

第15条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第16条第1号中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改める。

第21条第1項中「15日以内」の次に「(保有特定個人情報に係る開示決定等にあつては、30日以内)」を加える。

第22条中「45日以内」の次に「(保有特定個人情報に係る開示決定等にあつては、60日以内)」を加える。

第25条第1項中「保有個人情報」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）」に改める。

第27条第1項中「第34条第1項において同じ」を削り、同条第2項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改める。

第28条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第31条第1項中「参入しない」を「算入しない」に改める。

第33条の見出し中「提供先」を「提供先等」に改め、同条中「当該保有個人情報の提供先」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 保有個人情報（情報提供等記録を除く。） 当該保有個人情報の提供先

(2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）

第34条第1項中「保有個人情報」を「保有個人情報（第27条第1項各号に掲げる保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）に限る。以下この項において同じ。）」に改め、同条第3項中「保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。次条から第37条までにおいて同じ。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（第27条第1項各号に掲げる保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

第35条第2項中「前条第2項」を「前条第3項」に、「法定代理人」を「代

理人」に改める。

第43条第1項中「第40条第1項」を「実施機関に第13条の2に規定する意見を述べ、及び第40条第1項」に改める。

第45条第1項中「個人情報」を「個人情報（閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付については、特定個人情報を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3章中第13条の次に3条を加える改正規定（第13条の2及び第13条の3に係る部分に限る。）及び第43条の改正規定 公布の日
- (2) 第9条の次に2条を加える改正規定（第9条の3に係る部分に限る。）
番号法の施行の日（平成27年10月5日）
- (3) 第33条に各号を加える改正規定（同条第2号に係る部分に限る。） 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

議案第 4 5 号

太良町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

太良町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、
議会の議決を求める。

平成 2 7 年 9 月 4 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

(提案理由)

マイナンバー制度の導入に伴い、条例の改正が必要となったため、この案を
提出する。

別紙

太良町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

第1条 太良町手数料徴収条例（平成12年太良町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

(20) 住民基本台帳カードの交付手数料	1枚につき	500円
(21) 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての住宅用家屋証明申請手数料	1件につき	1,300円

」

を

「

(20) 個人番号通知カードの再交付手数料	1枚につき	500円
(21) 住民基本台帳カードの交付手数料	1枚につき	500円
(22) 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての住宅用家屋証明申請手数料	1件につき	1,300円

」

に改める。

第2条 太良町手数料徴収条例（平成12年太良町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

(21) 住民基本台帳カードの交付手数料	1枚につき	500円
----------------------	-------	------

を

(21) 個人番号カードの再交付手数料	1枚につき	800円
---------------------	-------	------

に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

議案第 4 6 号

財産の取得について

次の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年太良町条例第 1 5 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 7 年 9 月 4 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

記

財産の表示	取得価格	契約の方法	契約の相手方
電子黒板 （ 6 台）	7,452,000 円	指名競争入札	佐賀市鍋島町大字森田 902 番地 株式会社 学映システム 代表取締役 岡 村 祐 臣

（提案理由）

多良中学校に設置している電子黒板を更新する必要があるため、この案を提出する。

議案第 47 号

平成 26 年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度太良町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 4 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

議案第48号

平成26年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度太良町山林特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成27年9月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

議案第 4 9 号

平成 2 6 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 6 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成 2 7 年 9 月 4 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

議案第 5 0 号

平成 2 6 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 6 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成 2 7 年 9 月 4 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

議案第 5 1 号

平成 2 6 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 6 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成 2 7 年 9 月 4 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

議案第 5 2 号

平成 2 6 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 6 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成 2 7 年 9 月 4 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

議案第 53 号

平成 26 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算
の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、
平成 26 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算を別紙監査委員の意見
を付けて、議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 4 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

議案 54 号

平成 26 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算
の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、
平成 26 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算を別紙監査委員の意
見を付けて、議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 4 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

平成27年度太良町一般会計補正予算(第2号)

平成27年度太良町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113,429千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,118,091千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年9月4日提出
太良町長 岩 島 正 昭

平成27年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）

平成27年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,183千円を追加し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ69,183千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

議案第57号

平成27年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成27年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,461千円を追加し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ125,461千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

平成27年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成27年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81,062千円を追加し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ2,072,062千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

議案第59号

平成27年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）

平成27年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,153千円を追加し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ149,453千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

平成27年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

平成27年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,582千円を追加し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ100,582千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

議案第61号

平成27年度 町立太良病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成27年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成27年度町立太良病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条中「3,680千円」を「4,980千円」に改める。

第3条 予算第4条本文括弧中「76,534千円」を「77,184千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)
第1款	資本的収入	143,977千円	650千円
第1項	出資金	103,975千円	650千円
			144,627千円
			104,625千円

支 出			
(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)
第1款	資本的支出	220,511千円	1,300千円
第1項	建設改良費	138,190千円	1,300千円
			221,811千円
			139,490千円

第4条 予算第6条中「235,444千円」を「236,094千円」に改める。

平成27年9月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭